

令和3年度ふるさと湯川村学生応援パック給付事業 募集要項

1 事業の目的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイトによる収入の減等、学生生活が困難となるさまざまな影響を受けている湯川村在住、又は湯川村出身で湯川村外在住の学生に対し、「ふるさと湯川村学生応援パック」として湯川村及び会津地方の特産品等を送付することで、学生生活を支援、応援すること、また、ふるさと湯川村の良さを再認識してもらうことを目的とします。

2 応援物資の概要

5,500円相当の湯川村（会津）特産品等を送付します。

※湯川米を中心としたコースと、他のコースの2コース

※特産品については、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」より購入する。

○Aコース（別紙のとおり）

・湯川米（5kg）、会津地鶏カレー、こらんしょバーグ、鶏めし、わかめスープ、こめぼー、トマトジュース

○Bコース（別紙のとおり）

・会津地鶏カレー×2、こらんしょバーグ、鶏めし、わかめスープ、こがね餅、お米麺×3、こめぼー、バウムクーヘン×2、クッキー、トマトジュース×2

※応援物資の内容は、納品等の都合により一部変更となる場合があります。

3 給付の対象となる方

次の項目のいずれにも該当する、または各項目に準じ、村長が認める方とします。

(1) 1991年（平成3年）4月2日から2003年（平成15年）4月1日の間に生まれた方

(2) 学校教育法に規定する高等専門学校、短期大学、大学、大学院及び専修学校等のいずれかに在学していること。

（一般課程としての認可を受けている大学受験予備校を含む。）

(3) 申請時、日本国内に居住していること。

送付先は、学生の住所のみとする。

(4) 湯川村内に住所を有する方の子や孫。

4 申請の期間と回数

- (1) 申請期間 令和3年8月23日(月)～令和3年11月22日(月)
- (2) 申請の回数 申請の対象となる方1人につき、1回まで

5 申請方法

給付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ湯川村産業建設課商工観光係まで提出ください。※郵送及びメール可

または、村指定の応募フォーム（以下「応募フォーム」という。）から必要事項を入力し、必要書類を添付のうえ申請してください。

※申請者（給付対象者）は学生本人（申請者名は学生本人の名前を記入してください。）とします。

【留意事項】

(1) 記入項目

- ・申請者（給付対象者）の情報
名前、郵便番号、住所、学校名、学年、生年月日、連絡先電話番号
- ・従前の所在地に関する情報
申請者（給付対象者）の従前の湯川村内の住所、世帯主の名前、申請者（給付対象者）との続柄、連絡先電話番号

(2) 提出する証明書類

申請者（給付対象者）が、学生であることを確認することができる書類等（例：学生証、在学証明等のいずれか）の写し

(3) 申請書の提出方法

- ・郵送による提出

申請書及び必要書類の写しを同封し、湯川村産業建設課商工観光係宛にお送りください。この場合、封筒の表に「令和3年度ふるさと湯川村学生応援パック給付申請書 在中」と明記してください。

【宛先】

〒969 - 3593

福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村産業建設課

- ・電子メールによる提出

以下の専用アドレスに、申請書及び必要書類の写真もしくはPDFファイルを添付のうえ、送信してください。

この場合、件名を「令和3年度ふるさと湯川村学生応援パック給付申請（申請者名前）」としてください。

【専用アドレス】 kanko@vill.yugawa.fukushima.jp

※申請書については、商工観光係窓口に備え付けのもの、または、湯川村ホームページよりダウンロードし使用してください。

6 給付の可否

給付の審査結果は、郵送で通知いたします。

7 その他

- (1) 申請書を受領後及び応募フォームから受付後に、申請者（給付対象者）の本人確認のため、連絡をさせていただくことがあります。
- (2) 申請書、及び応募フォームからの申請は、次の項目に同意していただいた上で提出していただきます。
 - ① ふるさと湯川村学生応援パック給付事業実施要綱第3条の要件を確認するため、住民基本台帳との照合を行うこと。

8 お問い合わせ先

福島県湯川村産業建設課商工観光係

TEL：0241-27-8831

E-mail：kanko@vill.yugawa.fukushima.jp